

事務・行事等の推進について（事務局長会議資料）

1. 理事会等の報告・連絡について

- ① 理事会等の結果は、支部長・役員・会員に伝わるよう報告・連絡を徹底してください。（県連盟規約第30条—会員への通知は、出席理事の報告をもって替えるとあります。）

なお、支部内に居住する県剣連名誉顧問、常任相談役の先生方にも情報をお伝えください。

- ② 27年度、審査の学科問題が変更になっています。「審査の学科問題」の取り違え、申込手続きがない受審などがありました。また、答案用紙がA4サイズでないものがありました。支部事務局は、受審者への連絡を徹底してください。HPにも掲載しています。

- ③ 27年度支部行事予定について

提出して頂いた平成27年度行事予定に変更が生じた場合は、FAX またはメールで事務局に連絡のこと。（2月末日まで）

2. 会員登録申請書・年度会費・一級登録料・一級登録申請の事務について

- ① 会員登録申請書は、平成23年4月1日より会員登録申請書（様式1）
・（A4判）の書式により行っています。

- ② 年度会費は、県剣道連盟規約で年度当初に納入することになっています。
会員は、年度会費の納入によって講習会、大会等に参加できます。
・会費を納入した方に、剣道手帳に受領印を押すこと。
・26年度の年度会費未納分については、2月末日までをお願いします。

- ③ ・「払込取扱票の通信欄に印刷されている「会員数 金額」は必ず記入してください。
・払込依頼者の住所、氏名、〇〇支部」を明記してください。

- ④ 一級登録申請書と一級証書について

- ・一級登録申請書は（様式2）・（A4判）をお願いします。
- ・一級証書は一級登録料・一級登録名簿の提出時に無償で配布します。
- ・二級以下の級位証書は、一部100円です。必ず購入申込書を提出してください。支部会長印の押印をお願いします。

